

基本指数	基本指数は最も高い要件を一択			
就労	1日あたりの平均勤務時間		基本承諾期間	要件確認書類
	○時間	× 15		在職証明書
	※1 勤務時間数×勤務曜日数÷5 ※上限は 105			
	出産	100	1か月	母子手帳等、出産(予定)日がわかるもの
	入院	100	1か月	診断書
	自宅療養	50	1か月	診断書
	手帳(身障)1級、(精神)1級、(療育)A	100		
	手帳(身障)2級	80		
	手帳(身障)3級、(精神)2級、(療育)B	50		
	看護介護	50	1か月	
求職	就労内定(月60時間以上)	50	1か月	在職証明書
	求職活動	10	1か月	
通学	1日あたりの平均通学(授業)時間			
	○時間	× 15		在学証明書/時間割表等、授業時間がわかるもの
	※上限は 105			
特例	鈴鹿市子ども家庭支援課長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合	別途判断		

調整指数	調整指数は当てはまるものすべて加減算	
	ひとり親世帯	80
	申請児童が障害児(手帳等保持)	20
	保護者の育休復帰	10
	きょうだいが同時に利用を希望	10
	保護者が市内認可保育所/幼稚園(認定こども園含む)/医療機関で保育士(保育教諭)又看護師として就労又は就労予定	20
	配偶者又は祖父母が経営している事業所に勤務	-10
	市内の保育園/認定こども園等の所長及び所属小学校長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合	50
	通所児童が1年生	80
	通所児童が2年生	60
	通所児童が3年生	50
	通所児童が4年生	20
	通所児童が5年生	10
	通所児童が6年生	0